



# 茨城県報

第 9 8 4 号

平成10年 8 月17日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

|                                   | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ●保安林の指定の解除 (3件) (林業課) .....       | 1   |
| ●土地収用法による事業の認定 (用地課) .....        | 2   |
| ●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) .....      | 3   |
| ●道路の供用の開始 ( " ) .....             | 3   |
| ●土地改良区役員の就退任 (3件) (土地改良事務所) ..... | 4   |
| ●土地改良区役員の退任 (3件) ( " ) .....      | 7   |

### (大規模小売店舗審議会)

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| ●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 ..... | 8 |
|--------------------------------|---|

### 公 告

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ●第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況 (商業流通課) ..... | 9  |
| ●開発行為の工事完了 (建築指導課) .....           | 9  |
| ●道路の位置の指定 (3件) ( " ) .....         | 10 |

### ( 警 察 本 部 )

|                |    |
|----------------|----|
| ●落札者等の公示 ..... | 10 |
|----------------|----|

### 正 誤

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ●平成10年 8 月 3 日付け茨城県報第 9 8 0 号中 ..... | 11 |
|--------------------------------------|----|

## 告 示

### 茨城県告示第 9 5 4 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 6 条第 1 項の規定により, 次のように保安林の指定を解除する。

平成 1 0 年 8 月 1 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
鹿嶋市浜津賀字南 3 5 1 番 2
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

~~~~~

## 茨城県告示第955号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
東茨城郡大洗町大貫町字角一287番1
- 2 指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第956号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字亀ノ井8804番19
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第957号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称  
内原町
- 2 事業の種類  
筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
茨城県東茨城郡内原町大字赤尾関字山の神地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
内原町役場

茨城県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成10年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 伏木岩井線
- 3 道路の区域

| 区 間               | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要  |
|-------------------|------|---------------------------|---------------|------|
| 岩井市長須字松山1624番1から  | 旧    | メートル<br>最大 10.0<br>最小 5.0 | メートル<br>1,181 |      |
|                   |      |                           |               |      |
| 岩井市長須字宮久保2318番2まで | 新    | 最大 31.0<br>最小 12.0        | 1,181         | 現道拡幅 |

茨城県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成10年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真端水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長         | 摘 要    |
|------------------------|------|--------------------------|-------------|--------|
| 西茨城郡七会村大字大網字塚ノ前496番3から | 旧    | メートル<br>最大 6.0<br>最小 2.0 | メートル<br>520 |        |
|                        |      |                          |             |        |
| 西茨城郡七会村大字大網字関場432番2まで  | 新    | 最大 6.0<br>最小 2.0         | 520         |        |
|                        |      | 最大 30.0<br>最小 11.5       | 470         | バイパス新設 |

茨城県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成10年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 路 線 名 県道 真端水戸線

## 2 供用開始の区間

西茨城郡七会村大字大網字塚ノ前496番3から

西茨城郡七会村大字大網字関場432番2まで

## 3 供用開始の期日

平成10年8月17日

## 茨城県告示第961号

鹿嶋市大字津賀1919番地の1に事務所を置く武井志崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月17日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

## 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 鹿嶋市大字津賀1612番地 | 理 事 | 中 川 貞 雄 |     |

## 2 就 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 鹿嶋市大字津賀1573番地 | 理 事 | 大 川 忠 勝 |     |

## 茨城県告示第962号

行方郡牛堀町大字牛堀703番地の1に事務所を置く牛堀土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月17日

茨城県鉾田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 行方郡牛堀町大字堀之内1749番地 | 理 事 | 森 内 捷 夫 |     |
| 〃 大字上戸197番地       | 〃   | 鈴 木 幹 雄 |     |
| 〃 大字牛堀48番地の1      | 〃   | 須 田 富 次 |     |
| 〃 大字堀之内1406番地の1   | 〃   | 森 内 嘉 和 |     |
| 〃 大字上戸1314番地      | 〃   | 荻 元 司   |     |
| 〃 大字上戸38番地        | 〃   | 鴫 田 義 夫 |     |
| 〃 大字島須630番地       | 〃   | 小 沼 與 衛 |     |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----------|-----|
| 行方郡牛堀町大字島須356番地の1 | 理 事 | 茂 木 孝 久   |     |
| 〃 大字堀之内892番地      | 〃   | 実 川 貞 夫   |     |
| 〃 大字島須19番地        | 〃   | 窪 谷 茂     |     |
| 〃 大字上戸207番地の1     | 〃   | 石 田 信 雄   |     |
| 〃 大字永山411番地の5     | 〃   | 浅 野 治 之   |     |
| 〃 大字永山680番地の2     | 〃   | 井 関 好 恵   |     |
| 〃 大字永山1092番地の1    | 〃   | 吉 川 吉 之 助 |     |
| 〃 大字永山910番地       | 〃   | 薄 井 榮 治   |     |
| 〃 大字牛堀98番地        | 〃   | 浅 野 慶 一   |     |
| 〃 大字島須1番地の1       | 〃   | 前 島 利 光   |     |
| 〃 大字永山1225番地の1    | 〃   | 吉 川 菊 夫   |     |
| 〃 大字永山571番地の1     | 〃   | 浅 野 操     |     |
| 〃 大字永山1046番地      | 〃   | 水 貝 忠 雄   |     |

## 2 就 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------|-----|
| 行方郡牛堀町大字堀之内1750番地の1 | 理 事 | 森 内 捷 夫 |     |
| 〃 大字堀之内1406番地の1     | 〃   | 森 内 嘉 和 |     |
| 〃 大字堀之内1737番地       | 〃   | 森 内 和 夫 |     |
| 〃 大字堀之内1695番地       | 〃   | 椎 木 利 和 |     |
| 〃 大字茂木520番地         | 〃   | 牧 野 秀 夫 |     |
| 〃 大字島須2547番地        | 〃   | 羽 生 征 司 |     |
| 〃 大字島須2370番地の1      | 〃   | 柳 町 好 一 |     |
| 〃 大字島須474番地         | 〃   | 鬼 沢 長 司 |     |
| 〃 大字島須630番地         | 〃   | 小 沼 與 衛 |     |
| 〃 大字島須547番地         | 〃   | 前 島 照 男 |     |
| 〃 大字上戸197番地         | 〃   | 鈴 木 幹 雄 |     |
| 〃 大字上戸38番地          | 〃   | 鴫 田 義 夫 |     |
| 〃 大字上戸1314番地        | 〃   | 荻 元 司   |     |
| 〃 大字牛堀48番地の1        | 〃   | 須 田 富 次 |     |
| 〃 大字島須19番地          | 〃   | 窪 谷 茂   |     |

| 住 所              | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|------------------|-----|-----------|-----|
| 行方郡牛堀町大字堀之内892番地 | 理 事 | 実 川 貞 夫   |     |
| 〃 大字永山1092番地の1   | 〃   | 吉 川 吉 之 助 |     |
| 〃 大字永山1246番地の1   | 〃   | 千 野 根 宏   |     |
| 〃 大字永山1225番地の1   | 〃   | 吉 川 菊 夫   |     |
| 〃 大字永山910番地      | 〃   | 薄 井 榮 治   |     |
| 〃 大字島須356番地の1    | 監 事 | 茂 木 孝 久   |     |
| 〃 大字清水452番地      | 〃   | 大 崎 武 夫   |     |
| 〃 大字牛堀98番地       | 〃   | 浅 野 慶 一   |     |

#### 茨城県告示第963号

筑波郡谷和原村大字南1941番地に事務所をおく三並土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成10年8月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

#### 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       | 摘 要     |
|-------------------|-----|-----------|---------|
| 筑波郡谷和原村大字南1169番地  | 理 事 | 石 塚 武 男   | 理 事 長   |
| 〃 大字真木107番地       | 〃   | 中 島 信 雄   | 会 計     |
| 〃 大字南923番地        | 〃   | 豊 島 和 好   |         |
| 〃 大字南546番地        | 〃   | 高 津 忠 則   |         |
| 〃 大字南508番地の2      | 〃   | 根 本 光 三   |         |
| 〃 大字福岡1392番地      | 〃   | 沖 田 敏 彦   |         |
| 〃 大字伊左衛門新田33番地    | 〃   | 鷹 野 数 男   |         |
| 〃 大字田264番地        | 〃   | 飯 泉 和 信   |         |
| 筑波郡伊奈町大字小島新田134番地 | 〃   | 大 山 進     |         |
| 筑波郡谷和原村大字南951番地   | 監 事 | 根 本 欣 三   |         |
| 〃 大字南714番地        | 〃   | 飯 泉 修     |         |
| 〃 大字伊左衛門新田31番地    | 〃   | 有 野 豊 次 郎 | 総 括 監 事 |
| 〃 大字下長沼793番地      | 〃   | 青 木 正 好   |         |

2 就 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     | 摘 要     |
|------------------|-----|---------|---------|
| 筑波郡谷和原村大字南1169番地 | 理 事 | 石 塚 武 男 | 理 事 長   |
| 〃 大字南923番地       | 〃   | 豊 島 和 好 | 会 計     |
| 〃 大字南959番地       | 〃   | 秋 場 隆 夫 |         |
| 〃 大字田264番地       | 〃   | 飯 泉 和 信 |         |
| 〃 大字下長沼793番地     | 〃   | 青 木 正 好 |         |
| 〃 大字福岡1400番地の1   | 〃   | 飯 泉 重 一 |         |
| 〃 大字南927番地の2     | 〃   | 寺 田 吉 男 |         |
| 〃 大字伊左衛門新田73番地   | 〃   | 秋 場 重 夫 |         |
| 〃 大字南548番地       | 〃   | 大 藤 秀 雄 |         |
| 〃 大字南1166番地      | 監 事 | 飯 泉 喜 一 | 総 括 監 事 |
| 〃 大字南930番地       | 〃   | 飯 泉 博   |         |
| 〃 大字伊左衛門新田61番地   | 〃   | 石 原 千 守 |         |
| 〃 大字日川964番地の1    | 〃   | 角 來 亨   |         |

茨城県告示第964号

茨城県常陸太田市山下町1252番地の7に事務所を置く里川堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

退 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 日立市大和田町3274番地の2 | 監 事 | 萩 谷 光 衛 |     |

茨城県告示第965号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所をおく出島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同法第18条第17項の規定により公示する。

平成10年8月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

## 退 任

| 住 所                            | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------------------|-----|---------|-----|
| 新治郡霞ヶ浦町安食1846番,<br>1849番の第1合併地 | 理 事 | 郡 司 豊 廣 |     |
| “ 穴倉6199番地の1                   | “   | 中 山 勇   |     |

## 茨城県告示第966号

結城郡八千代町大字兵庫309番地の1に事務所を置く山川沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月17日

茨城県下館土地改良事務所長 木 澤 英 雄

## 退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名       | 摘 要 |
|------------------|-----|-----------|-----|
| 結城市大字東茂呂1530番地の3 | 監 事 | 小 林 治 三 郎 |     |

## （大規模小売店舗審議会）

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第38号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成10年8月17日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 主婦の店マルカワ

## 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ石岡店

茨城県石岡市東光台三丁目3982-1番地・3981番地・4015番地

## 3 現在の閉店時刻

午後8時

## 4 現在の年間休業日数

年間18日

## 5 繰下げ後の閉店時刻

午後9時

## 6 削減後の年間休業日数



年間12日

7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日

平成10年12月7日

## 公 告

### ●第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成10年度第1四半期において出店調整処理手続きが終了した期間別件数と、第1四半期末日における出店調整処理状況は下表のとおりです。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

表1 第1四半期（4月から6月）内に第二種大規模小売店舗に係る出店調整処理手続きが終了した案件の出店調整処理期間別件数

| 法3条等届出日から<br>3ヶ月以内 | 法3条等届出日から<br>6ヶ月以内 | 法3条等届出日から<br>9ヶ月以内 | 法3条等届出日から<br>12ヶ月以内 | 合 計 |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-----|
| 0件                 | 3件                 | 5件                 | 1件                  | 9件  |

表2 第1四半期末日（6月30日）現在の第二種大規模小売店舗に係る出店調整処理状況について

| 法3条等届出日<br>から地元説明終<br>了日<br>A | 法5条等届出前<br>AとBの間 | 法5条等届出日<br>から大店審意見<br>聴取終了日<br>B | 意 見 集 約 中<br>C | 大店 審 審 議 中<br>D | 合 計 |
|-------------------------------|------------------|----------------------------------|----------------|-----------------|-----|
| 6件                            | 2件               | 1件                               | 0件             | 6件              | 15件 |

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字大般若西2956番1, 2957番1, 2958番1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字菅谷663番地の32

株式会社 那珂ハウジング

代表取締役 川 野 勝 行

## ◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成10年8月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号              | 指定年月日    | 申 請 者                                           |                         | 道 路 の 位 置                                     | 道路の幅員及び延長    |               |
|-------------------|----------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|--------------|---------------|
|                   |          | 氏 名                                             | 住 所                     |                                               | 幅 員          | 延 長           |
| 南総建指令<br>第 1179 号 | 10. 8. 4 | 横 田 良 三                                         | 東京都板橋区宮本町<br>41-1       | 石岡市大字石岡字並木東21<br>90番1, 同番10, 同番12か<br>ら同番15まで | メートル<br>4.00 | メートル<br>32.55 |
| 鹿総建指令<br>第 261 号  | 10. 8. 6 | 有 限 会 社<br>日 立 住 宅 販 売 有 限 公 司<br>代 表 取 締 役 忠 雄 | 鹿嶋市宮中5丁目13<br>番11号      | 鹿嶋市大字平井<br>字浜2番133                            | 4.25         | 30.00         |
| 鹿総建指令<br>第 260 号  | 10. 8. 6 | 小 見 征 一                                         | 神奈川県茅ヶ崎市東<br>海岸南1-18-14 | 鹿島郡大洋村大字飯島字前<br>砂子776番5, 777番2                | 6.20         | 55.80         |

## ( 警 察 本 部 )

## ◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成10年8月17日

茨城県警察本部長 千 葉 行 雄

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①西暦2000年問題に対応するプログラムの修正業務 ②警察本部警務部会計課 水戸市三の丸1-5-38 ③平成10年7月9日 ④公共情報システム株式会社 東京都中央区東日本橋2-15-5 ⑤41,983,200円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令第10条第1号第1項

## 正 誤

平成10年8月3日付け茨城県報第980号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤    | 正    |
|-----|------|------|------|
| 1   | 下から4 | 六法地区 | 六方地区 |
| 2   | 7    | 六法地区 | 六方地区 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)